

栃木県消防団協力事業所表示制度実施要綱細則

第1 目的

栃木県消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「栃木県表示要綱」という。)
第12条に基づき、知事が行う栃木県消防団協力事業所表示証(以下「栃木県表示証」
という。)の交付等に係る必要な事項は、この要綱細則の定めるところによる。

第2 具体的な認定基準(第4条関係)

栃木県表示要綱第4条第1号に掲げる従業員の消防団員数は次に掲げる要件に
適合していることとする。

- ア 従業員が50人以下である場合 団員数 ≥ 3
- イ 従業員が51人以上70人以下である場合 団員数 ≥ 4
- ウ 従業員が71人以上100人以下である場合 団員数 ≥ 5
- エ 従業員が101人以上である場合 団員数 $\geq (\text{従業員数}-100) \div 60 + 5$ (小数点
以下切上げ)

第3 市町が認定する消防団協力事業所制度との関係(第4条関係)

従業員である消防団員が1の市町の消防団に所属している場合は、当該市町の消防団
協力事業所の認定を受けていることを必要とする。当該市町に消防団協力事業所表示制
度が設けられていない場合は、県消防団協力事業所表示制度の認定を受けることはで
きないこととする。

- 2 従業員である消防団員が複数の市町の消防団に所属している場合、これらの中に1以
上消防団協力事業所表示制度を設けている市町が含まれている場合は、認定の対象と
なることとする。

第4 交付の時期(第6条関係)

栃木県表示証の交付は、危機管理防災局長が定めた日に行うこととする。

第5 交付日(第6条関係)

原則として、交付日は、交付の日と同一日とする。

第6 表示証等の交付(第6条関係)

消防団協力事業所の認定を受けた事業所等に対して、栃木県表示証に添えて表示
証交付書を交付するものとする。

第7 認定の更新(第9条関係)

知事は、栃木県表示要綱第9条第3項及び第4項に規定する認定の更新に当たっ
ては、第2のアからエに掲げる基準を満たさない場合にあっても、栃木県表示要綱
第4条の他の基準を満たしており、消防団活動に積極的に協力していると認められ
るときには、1回に限り認定を更新できるものとする。

附 則

- この要綱細則は、平成25年12月4日から施行する。
- この要綱細則は、平成27年3月1日から施行する。
- この要綱細則は、令和3年12月15日から施行する。
- この要綱細則は、令和5年4月1日から施行する。